

障がい福祉サービス事業
行動援護

運営規定

ヘルパーステーションCB

令和7年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス（行動援護）事業所ヘルパーステーションCB運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社BeU'sBridgeが設置するヘルパーステーションCB（以下「事業所」という。）において実施する指定障がい福祉サービス事業の行動援護（以下「行動援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、行動援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な行動援護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 行動援護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な行動援護の提供ができるよう努めるものとする。

3 行動援護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び「福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（福岡県条例第五十七号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ヘルパーステーションCB
- （2）所在地 福岡県八女市龍ヶ原145-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤。サービス提供責任者兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている行動援護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 1名以上（常勤。管理者兼務）

サービス提供責任者は、行動援護支援計画又は居宅介護等計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

（3）従業者 1名以上（常勤。非常勤。管理者兼務）

従業者は、行動援護支援計画又は居宅介護等計画に基づき行動援護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13～8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前9時から午後18時までとする。

（3）サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。

（4）サービス提供時間午前0時から午後24時までとする。

（5）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（行動援護を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において行動援護を提供する主たる対象者

は、次のとおりとする。

（1）知的障がい者

（2）障がい児（児童福祉法に定める障がい児）

（3）精神障がい者（18歳未満の者を含む）

（4）難病患者等

（行動援護の内容）

第7条 事業所で行う行動援護の内容は、次のとおりとする。

（1）行動援護支援計画及び居宅介護等計画の作成

（2）行動援護

外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応

（3）前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

（利用者から受領する費用の額等）

第8条 指定行動援護を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、障害者総合支援法第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者等から受領する。

3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

（1）通常の実施地域を超えた時点から片道5キロメートル未満 200円

（2）通常の実施地域を超えた時点から片道5キロメートル以上

200円に1キロメートル毎25円づつ加算

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対し交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、八女市、筑後市、みやま市、久留米市、広川町、大木町とする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 行動援護の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関への連絡を行う等の適切な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

（5）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

（6）虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

2 職員は、利用者に対し、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条7項に掲げる行為その他当該障がい者の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

（身体拘束の禁止）

第12条 事業者は指定居宅介護の提供にあたっては、利用者等の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

（2）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（3）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者等に対する行動援護の提供に関する諸記録を整備し、当該行動援護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 合同会社BeU'sBridgeと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。